

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第 57 条第 1 項及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。